

就実大学・就実短期大学 学生の皆さんへ

新型コロナウイルスについて(留意事項) (第4報)

2020年4月7日

就実大学・就実短期大学 学長

- 皆さん自身の新型コロナウイルス感染症の感染と他者への感染拡大を防止するため、人の多く集まる場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を自粛してください。なお、県外への不要不急の移動は控えてください。
- 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底してください。
- 学生の方は、以下の留意事項をあらためて確認し、適切に対応するようお願いいたします。
- 留意事項は状況により変更します。

普段の生活

学生課

- * 「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため
 - ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える
- * 感染拡大の防止の観点から、できる限り「健康管理表」(HPよりダウンロード可能)を活用するなど、健康状態の確認を行うこと。
- * 人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むこと。
- * 十分な睡眠と栄養で免疫効果を高め体調を整えるとともに、石けんを使用したこまめな手洗い、手指のアルコール消毒、できる限りマスク着用等を励行し、引き続き、徹底した感染予防に努めること。

発熱したとき

教務課 / 保健管理センター

- * 発熱(37.5度以上)等の風邪症状がみられる場合は、登校を停止し、自宅療養すること。欠席についてはメールまたは電話にて教務課に連絡し、登校可能になったら「健康管理表」を印刷して「授業公欠届」に添付して提出すること。登校の際は必ずマスクを着用すること(2週間)。
- * 毎日体温を測定し、4日未満で解熱、風邪症状が消失するまで、「健康管理表」に症状も含め記録すること。
- * 4日以上解熱しない場合(基礎疾患がある場合は2日程度)は、居住地域の「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」(例:岡山市 086-803-1360)に相談すること。万一、感染あるいはその疑いがあると診断された場合は、ただちに保健管理センターに連絡すること。
- * 新型コロナウイルスに感染したことが確定した場合は、完全に治癒するまで登校停止となる。

課外活動

学生課

- * 通常練習を含む一切の正課外活動(クラブ・同好会活動, その他の集団活動, 他大学や外部団体との共同活動等)は禁止する(4月21日まで)。(5月6日まで)。
- * 本学クラブ等が行う合宿, 試合, ライブ等の課外活動, 学外への移動を伴う活動は, 原則として中止または延期等の対応をすること。
- * トレーニングルームの使用は禁止とする(4月21日まで)。(5月6日まで)。

海外渡航

国際交流センター

海外への渡航は自粛すること。

- * 外務省は3月25日に世界全体を対象とする危険情報「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」を发出了しました。渡航すると帰国できない場合がありますので、渡航は可能な限り中止または延期してください。

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- * やむを得ず海外へ渡航する場合, 渡航・滞在先の情報収集, 安全対策に努め, 「海外旅行届」を必ず国際交流センターへ提出すること。

帰国後はメールで渡航先, 経路, 期間等の渡航履歴を国際交流センター

(i-center@shujitsu.ac.jp)に連絡すること。また帰国者は全員「健康管理表」(HPよりダウンロード可能)にて2週間の健康観察を行うこと。

- * さらに, 渡航先によって以下の対応をすること。

① 渡航先がレベル3以上の場合: 2週間の自宅待機とする。

② 渡航先がレベル2の場合: 2週間は不要不急の外出を自粛し, 大学に登校する必要がある場合はゼミ担任および参加を要請する担当教員に必ず連絡すること。安全対策を十分とって参加すること。

○ 国内においても, 「帰省や旅行など居住地域を超えての移動は感染リスクが高まるのと同時に, 全国に感染を広げることにつながりかねない」(国立大学協会3月5日付HPより)ので, 遠出や帰省などは自粛すること。

○ 流行地からの帰国, または感染した方との接触が考えられる場合は, 「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」に連絡したうえで, 指示に従い医療機関を受診すること。また, 咳や発熱等の症状がある場合は, マスクを着用するなど感染防止をして, 医療機関を受診すること。

○ 2020年2月, 3月に海外渡航した人で「海外旅行届」を提出していない人は国際交流センターへ申し出ること。

その他

総務課・施設課/(就実生協)

- * 大学での昼食時の食堂利用の際には次の点ご協力いただきたい。

① お弁当持参の学生は食堂ではなく, 教室を利用すること。

② 2限目もしくは3限目の授業がない学生は, 昼食時間の混雑を避けるためどちらかの空き時間に食堂を利用すること。

以上